

TPP 協定テキストの疑問点（環境・政府調達）

平成 27 年 11 月 17 日 石塚記

「サメ漁と捕鯨規制」

オーストラリア、ニュージーランド、米国などの強硬な反捕鯨国が交渉国に入っていましたので、TPP 協定の第 20 章環境規定が気になり調べたところ、TPP 政府対策本部の「TPP 協定の全章概要」では紹介されていない、日本にとってサメ漁と捕鯨に影響を与えらると思われる条文（英文）がありました。具体的な措置は何なのか、農林水産省に確認を求めたい。

USTR のテキスト（仮訳）

第 20.16 条

4. 締約国は、実施および保護と管理措置の効果的な執行により、サメ、海亀、海鳥、海洋動物の長期に渡る保護を推進しなければならない。以下を含まなければならない。

(a) サメ；種特有データの収集、混獲漁業の軽減措置、捕獲制限、ひれ採取の禁止

(b) 海亀、海鳥、海洋動物；混獲漁業の軽減措置、保護と関連した管理措置、禁止令、締約国に関連する国際協定に従う他の措置

USTR の HP 第 20 章 環境

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Environment.pdf>

Article 20.16: Marine Capture Fisheries

4. Each Party shall promote the long-term conservation of sharks, marine turtles, seabirds, and marine mammals, through the implementation and effective enforcement of conservation and management measures. Such measures should include, as appropriate:

(a) for sharks: the collection of species specific data, fisheries bycatch mitigation measures, catch limits, and finning prohibitions;

(b) for marine turtles, seabirds, and marine mammals: fisheries bycatch mitigation measures, conservation and relevant management measures, prohibitions, and other measures in accordance with relevant international agreements to which the Party is party.

日本政府の発表資料には、「サメ、海亀、海鳥、海洋動物」の保護規定が書かれていません。

「TPP 政府対策本部」 TPP 協定全章概要

○海洋における捕獲漁業（第20.16条）

締約国は、漁業の保存及び持続可能な管理を目的とした措置をとることの重要性を認め、不十分な漁業管理、漁業に関する補助金であって濫獲等に寄与するもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（IUU漁業）が貿易、開発及び環境に著しい悪影響を及ぼし得ることを認識し、海洋における野生の捕獲漁業を規制する漁業管理のための制度を運用するよう努めること等を規定。特に、漁獲に対する補助金であって濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの及びIUU漁業に従事する漁船に対して交付される補助金を交付し、又は維持してはならないこと等を規定。なお、濫獲された状態及び当該補助金の悪影響は、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて決定する旨を規定。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

「参考資料」

水産庁・水産総合研究センター資料「サメ類の漁業と資源調査」

<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H18/H18/H18%2033.htm>

米韓 FTA における捕鯨の扱いと現状

捕鯨についての条項は実施法 1344～1345 頁に解説があり、「現在韓国で行われている J 種ミンク鯨の流し網などにかかる混獲と調査捕鯨については IWC のルールを適用するものの、米韓合同の漁業委員会で、混獲の最小化を目指して行く」としている。つまり米国は長期的に韓国漁業を支配下に置き、捕鯨を削減していくと規定している。

2012 年 3 月 15 日 FTA 施行後、委員会開催のニュースは見つからない。むしろ韓国では混獲が拡大している。

韓国はイルカ輸出国（2015 年 11 月 8 日）

http://japanese.joins.com/article/075/208075.html?servcode=400§code=400&cloc=jp|main|top_news

[現地ルポ] 混獲を口実に続けられる蔚山の捕鯨（2015 年 6 月 29 日）

<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/21170.html>

上記記事解説（2015 年 7 月 6 日）

<http://www.zakzak.co.jp/society/foreign/news/20150706/frn1507061140001-n1.htm>

「政府調達」

TPP 交渉中、日本を含む各国が米国に連邦政府と 50 州全てを対象に入れることを要求したが、米国はこれを拒否したという情報がありました。条文で確認してみました。

USTR の TPP Full Text

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/TPP-Full-Text>

第 15 章政府調達

Sec.15. Government Procurement | Chapter Summary

Annex 15-A: Government Procurement

(各国規定)

先ず、米国の付属文書には、セクション A に対象の中央政府の機関名と国防や安全に係わる例外規定が書かれている。セクション B (州政府以下) には対象となる機関が掲載されていない。

Section B: Sub-Central Level of Government Entities

None

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-15-A-Government-Procurement-United-States.pdf>

これに対し、オーストラリアは、セクション A (中央政府)、セクション B (州政府) の各機関を挙げ、Notes to Section B で、セクション B の対象として、カナダ、チリ、日本、メキシコ、ペルーを指定し、米国などを認めていない。

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-15-A-Government-Procurement-Australia.pdf>

日本は、セクション B (都道府県・政令都市) の対象から、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、米国、ベトナムを除外している。

Notes to Section B

1. For Malaysia, Mexico, New Zealand, United States and Vietnam, Chapter 15 (Government Procurement) does not apply to procurement by entities listed in Section B.

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-15-A-Government-Procurement-Japan.pdf>

ニュージーランドは、セクション B (地方政府) を GPA から除外している。

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-15-A-Government-Procurement-New-Zealand.pdf>

カナダは、セクション B の対象から、マレーシア、メキシコ、米国、ベトナムを除外している。

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-15-A-Government-Procurement-Canada.pdf>

メキシコは、セクション B（地方政府）を GPA から除外している。

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-15-A-Government-Procurement-Mexico.pdf>

（他の国々は省略）

結論的には、政府調達の協定は相互主義であり、相手国と条件を合わせていることになります、

しかし、日本政府の下記説明資料（30 頁から）には、相手国から追加的に得られた政府調達市場が記載されているものの、日本がどこまで開放したか書かれていません。この問題は、**WTO-GPA、国内法、今回の TPP 協定の付属書**をどのように整合性を取るかが問題ですが、明確な説明がありません。TPP 協定の付属書を見た都道府県の担当が、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、米国、ベトナムを除外するかも知れません。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_fuzokusyo.pdf